



2019.8

第34号

発行：なごやか地域福祉2020策定事務局

体制の整備が求められている「包括的な相談支援」とは

社会の様々な変化に伴って、地域における課題も多様化していると言われています。今回は、昨今、体制の整備が求められている「包括的な相談支援」を取り上げます。

少子高齢化の進展、人口減少、ひとり暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など生活をめぐる環境が大きく変化する中、生活していく上で生じる課題は、介護、障害、子育て等にとどまらず、住まいや就労など「暮らし」の全般に及んでいます。

これらの困りごとの一つ一つは、日常生活の全般にわたる種々様々なことですが、それぞれが絡み合って、ときには深刻な福祉課題につながることもあります。

介護と育児に同時に直面していたり、高齢の親と就労していない子が同居しており、経済的な困窮も重なって状況が複雑化しているなど、高齢、障害、子育てという対象別の枠組みだけでは、解決できない**複合的な問題**は、1つの分野の制度を当てはめただけでは解決できないことがあります。

このため、支援を必要としている人の立場に立って、様々な相談を**丸ごと**受け止め、各相談支援機関が連携しながら、**包括的に**支援を提供するとともに、寄り添って関わり続ける**伴走支援**が求められています。



社会福祉法には何が書かれているのかな？

※改正社会福祉法（第106条の3）の概要

市町村は、事業の実施その他各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

➡ 地域住民等と支援関係機関が相互に協力しながら、地域の生活課題に関する相談や必要な支援が包括的に提供される体制づくりを進めることが規定されている。

公式ホームページでは、計画の策定及び推進状況を順次お知らせしています。

なごやか地域福祉2020

検索



策定の経過（4月から7月）

策定幹事会・ワーキンググループ（複数回開催）

市・市社会福祉協議会の職員による話し合いを進めてきました。



開催の状況

- ワーキンググループ（5月14日、7月5日）
- 策定幹事会（5月23日、7月31日）

おもな内容

- 市民、関係団体等への意見聴取（アンケート、地域福祉活動の現場視察、各区地域福祉活動計画の策定状況）の結果を踏まえた計画策定のポイント
- 基本理念、基本目標、取り組むべき方向性および方策の体系図



第3回なごやか地域福祉2020策定懇談会作業部会（令和元年5月30日開催）

策定懇談会委員9名、包括的な相談支援体制に関する専門機関等関係者5名による3回目の作業部会を実施しました。現行計画の「なごやか地域福祉2015」をもとに、見直しや新たに追加すべき内容について、熱い議論が交わされました。

おもな内容

- 「なごやか地域福祉2020」策定のポイント
- 成年後見制度利用促進基本計画について



会議傍聴のお知らせ(第4回策定懇談会作業部会)

日 時： 令和元年8月21日（水）午後2時から4時まで
会 場： 名古屋市役所本庁舎（12階） 第10会議室
（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）
受 付： 当日受付午後1時から1時45分に現地。10名まで。



【編集・発行】名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課・名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部

Tel 052-972-2548 / Fax 052-955-3367

◎公式ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/> トップページ>市政情報>分野別の計画・指針・調査結果>名古屋市地域福祉に関する計画